

四日市市告示第 1 9 6 号

四日市市地域農業づくり支援対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智広

四日市市地域農業づくり支援対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市地域農業づくり支援対策事業費補助金交付要綱（平成 3 1 年四日市市告示第 2 5 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
<u>(1) 地域計画 農業経営基盤強化促進法(昭和 5 5 年法律第 6 5 号。以下「基盤強化法」という。) 第 1 9 条に規定する地域計画をいう。</u>	<u>(1) 地域農業づくりプラン 地域の農地や農業用施設などの農業資源を地域全体で認識し、地域が主体となって計画的に農業資源の維持・管理、地域農業の中心経営体への農地集積、産地形成や 6 次産業化など、効率的かつ安定的な農業経営の構築に向け取り組んでいくためのプランをいう。</u>
<u>(2) (略)</u>	<u>(2) 有効な人・農地プラン 高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、人と農地の問題の解決に向けて現状把握を行った上で、地域農業の中心経営体への農地集積や地域農業の将来のあり方など、集落・地域の話し合いによって作成されたプランをいう。</u>
<u>(3) 新規農地集積 地域計画に位置付けられた農業を担う者(以下「担い手」</u>	<u>(3) (略)</u>
	<u>(4) 新規農地集積 地域農業づくりプラン又は有効な人・農地プランの中心</u>

という。)が、年度毎に新たに農地を借り入れることにより、農業上の利用を目的とする農地面積を拡大することをいう。

第3条 補助金の交付対象者は、地域計画の区域内で営農している農業者等が組織する団体（以下「交付対象団体」という。）であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 農地の効率的かつ安定的な農業経営のための調整を行う団体であること。
- (2) 次のすべての要件を満たす市内に所在する団体であること。
 - ア 代表者の定めがあること。
 - イ 組織及び運営に関する規約が定められていること。
 - ウ 経理が一元化され、又は組織の口座を設けていることから（3）大字、小字単位程度の一定の纏まりがある地域内において、農業振興地域内の農地の農地集積率が60パーセントを越えていない範囲の農地を管理する団体であること。
- (3) 大字、小字単位程度の一定の纏まりがある地域内において、農業振興地域内の農地の農地集積率が60パーセントを越えていない範囲の農地を管理する団体である

経営体が、年度毎に新たに農地を借り入れることにより、農業上の利用を目的とする農地面積を拡大することをいう。

第3条 補助金の交付対象者は、地域農業づくりプラン又は有効な人・農地プランの計画を立てている者であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 農地の効率的かつ安定的な農業経営のための調整を行う農業者等の組織する団体であること。
- (2) 次のすべての要件を満たす市内に所在する農業者等の組織する団体であること。
 - ア 代表者の定めがあること。
 - イ 組織及び運営に関する規約が定められていること。
 - ウ 経理が一元化され、又は組織の口座を設けていることから（3）大字、小字単位程度の一定の纏まりがある地域内において、農業振興地域内の農地の農地集積率が60パーセントを越えていない範囲の農地を管理する農業者等の組織する団体であること。
- (3) 大字、小字単位程度の一定の纏まりがある地域内において、農業振興地域内の農地の農地集積率が60パーセントを越えていない範囲の農地を管理する農業者等の組織する

こと。

- (4) 同一年度にこの要綱に基づく補助金を受けていない団体であること。

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、担い手への新規農地集積であって、農地所有者と農地中間管理機構、担い手の3者間で5年以上の農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づく、農用地の賃借権又は使用貸借権をいう。)による権利設定を活用しているもの(農地集積・集約化等対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知)別記2の第3の1に基づく機構集積協力金交付事業の交付対象となる農地は除く。)とする。

団体であること。

- (4) 中心経営体は、農地所有者と5年以上の利用権設定(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づく、農用地の賃借権又は使用貸借権をいう。)又は農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づく、農用地の賃借権又は使用貸借権をいう。)による設定を活用していること。ただし、農地中間管理事業による機構集積協力金の交付対象となる農地は除くものとする。

- (5) 同一年度にこの要綱に基づく補助金を受けていない農業者等の組織する団体であること。

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、地域農業づくりプラン又は有効な人・農地プランに位置付けられた中心経営体への新規農地集積とする。

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、四日市市地域農業づくり支援対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式。以下「申請書兼報告書」という。）に次の各号に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1） （略）

（2） （略）

（3） 農地を集積したことが確認できる書類

（4） （略）

第10条 市長は補助金の交付の決定を取り消した場合において、交付事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 補助金の交付対象となった農地集積において、農地中間管理事業の貸借期間から5年を経過せずに権利設定が解除された場合には、当該農地面積に応じた補助金の返還を命じるものとする。ただし、交付対象団体内の担い手に権利移転され、その結果5年を経過した場合は、この限りではない。

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、四日市市地域農業づくり支援対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式。以下「申請書兼報告書」という。）に次の各号に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）地域農業づくりプランあるいは有効な人・農地プラン

（2） （略）

（3） （略）

（4） 利用権設定など農地を集積したことが確認できる書類

（5） （略）

第10条 市長は補助金の交付の決定を取り消した場合において、交付事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 補助金の交付対象となった農地集積において、利用権設定あるいは農地中間管理事業の貸借期間から5年を経過せずに権利設定が解除された場合には、当該農地面積に応じた補助金の返還を命じるものとする。ただし、同一地域内の地域農業づくりプラン又は有効な人・農地プランにおける中心経営体に権利移転され、その結果5年を経過した場合は、この限りではない。

1 (略) (有効期限)	1 (略) (有効期限)
2 この要綱は、 <u>令和 1 0 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。	2 この要綱は、 <u>令和 7 年 3 月 3 1 日</u> 限 り、その効力を失う。

第 1 号様式及び第 2 号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

四日市市長

住所

名称

代表者

四日市市地域農業づくり支援対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書

年度において、四日市市地域農業づくり支援対策事業費補助金の交付を受けたいので、四日市市地域農業づくり支援対策事業費補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり実績を報告し、補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請金額 金 円

2 農地集積実績

集積した農地の合計面積	a
-------------	---

※ 1 a 未満は切り捨て

3 農地を集積した地域の担い手

No.	担 い 手
1	
2	
3	

4 集積した農地の内訳

所在地	面積 (㎡)	農地を集積した 地域の担い手	権利設定の種類 (期間)
合 計			

※それぞれの面積は㎡単位とし、1㎡未満は切り捨てて記入してください。

5 補助金の活用計画

補助金の使途は、次に掲げるものとする。

- (1) 農産物の生産・加工、農業経営の改善に必要な施設等の取得、改良、補強又は修繕、その他農業経営に必要な維持・管理
- (2) 農地等の造成、改良、復旧

6 添付資料

- (1) 地域の範囲図
- (2) 農地集積図
- (3) 利用権設定など農地を集積したことが確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

四日市市 第 号

住所

名称

代表者 様

四日市市地域農業づくり支援対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請兼実績報告のあった 年度四日市市
地域農業づくり支援対策事業費補助金については、四日市市地域農業づくり支援対策
事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定した
ので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 補助金の対象となる事業
- 3 補助金の交付条件
 - (1) 補助金に関する法令、規則及び交付要綱に定めるところの条件に従わなければならない。
 - (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
 - (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
 - (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
 - (5) この交付事業に係る一切のことについて、市が監査を行うことがある。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。

(商工農水部農水振興課)